

令和6年度SDGs推進全世代健康都市圏創造事業「郡山市健康づくりキャンペーン」

業務委託プロポーザルに係る契約候補者選定基準

令和6年6月18日作成

1 審査項目及び配点

審査項目		審査ポイント	配点	
実施体制	① 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を実施できる人員、技術力が確保されているか。 ・本市の要望等に迅速、柔軟に対応できるか。 	10点	
	② 業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・同種、同類の業務経験を有しているか。 (件数だけでなく、実績の内容、成果が本業務にふさわしいか総合的に判断する。) 	10点	
企画提案内容	③ 提案内容の効果性	3ステップによる健康づくりに向けた効果的な行動変容を促す企画	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の現状、業務目的、業務方針を正しく理解し、その実現に有効な提案となっているか。 	20点
		啓発動画		10点
		パネル展		10点
	小計			40点
	④ 提案内容の独創性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に独自性があり、新たな視点からの工夫があるか。 	20点	
	⑤ 提案内容の実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方法及びスケジュールが具体的で、円滑な業務履行が可能か。 	10点	
	⑥ 参考見積	<ul style="list-style-type: none"> ・下記「3 参考見積の採点方法」により採点する。 	10点	
合計			100点	

2 審査方法

- (1) 選定委員の持ち点(100点)を合算した値が最も高い者を契約候補者、次に高い者を次順位者として決定する。
- (2) 合計点数が480点未満(評価点満点の60%未満)の場合は不採用とする。
- (3) 点数が同点の場合は、企画提案内容のうち、審査項目③及び④の合計点数が高い者を契約候補者とする。それでも同点の場合は、上記③及び④の合計点に⑥の点数を加えた合計点数により順位を決定する。また、提案参加者が1者のみであった場合でも、(2)に規定する点数以上の場合は契約候補者として決定する。

3 参考見積の採点方法

配点(10点) × (申込者のうち最も低い見積金額) ÷ (見積金額)

※小数点以下切り捨てる。